

○安中市議会が行う市民との意見交換の場の設置に関する規程

令和6年12月27日

安中市議会告示第3号

(趣旨)

第1条 この告示は、安中市議会基本条例（平成30年安中市条例第34号）第6条第2項の規定に基づき、市民との意見交換の場（以下「意見交換会」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 意見交換会は、議会及び議員の活動について市民の理解を深めるとともに市民の多様な意見を把握し、政策提案機能の強化を図り、市政に活かすことを目的とする。

(意見交換会の開催)

第3条 議長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、議会運営委員会に諮り、適当と認められるときは、意見交換会を開催するものとする。

- (1) 常任委員会、議会運営委員会又は議会改革推進特別委員会（以下「常任委員会等」という。）から意見交換会の開催の要請があったとき。
- (2) 次条第2項の規定による申込みがあったとき。
- (3) その他議長が必要と認めるとき。

(市民からの開催の申込み等)

第4条 意見交換会の開催を申し込むことができるものは、地区区長会その他の市内に所在する団体（10人以上で構成される団体に限る。）とする。ただし、次に掲げる団体を除く。

- (1) 宗教団体
- (2) その他議長が適当でないと認める団体

2 意見交換会の開催を申し込もうとする団体等（以下「申込団体」という。）は、安中市意見交換会開催申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて議長に提出しなければならない。

- (1) 出席予定者名簿
- (2) その他議長が必要と認める書類

3 議長は、前項の申込みがあったときは前条の規定によりその内容を審査し、意見交換会の開催を決定したときは、意見交換会開催通知書（様式第2号）により申込団体に通知するものとする。

(内容)

第5条 意見交換会の内容は、次のとおりとする。

- (1) 議会活動、予算その他市政に関する報告を行うこと。
- (2) 議会活動及び市政に関する意見交換を行うこと。

(出席議員)

第6条 意見交換会への出席議員は、意見交換会の規模、内容等を考慮し、次に掲げる議員から、その範囲を代表者で協議し議長が決定する。

- (1) 議題に係る常任委員会等に所属する議員
- (2) 各会派から選出する議員
- (3) 出席を希望する議員
- (4) 議長が必要と認める議員

(意見交換会の運営)

第7条 意見交換会における司会進行者及び記録者は、議会運営委員会が出席議員と協議した上で決定するものとする。

(議員の責務)

第8条 意見交換会において議員は、個人又は会派の信念、姿勢に基づいたものではなく、議会としての総意を述べることを原則としなければならない。

(市民への周知)

第9条 意見交換会（第3条第2号により開催する場合を除く。）の開催日時等を決定したときは、その開催に関する事項を議会だより（安中市議会報発行規程（平成18年安中市議会訓令第4号）に定める議会報をいう。）、市議会ホームページその他の広報媒体により、速やかに市民に周知するよう努めるものとする。

(記録及び公表)

第10条 意見交換会の記録は、要点記録とし、概要を市議会のホームページに掲載する方法により公表するものとする。

(政策への反映)

第11条 意見交換会で提出された市政に対する要望、提言等は、議会運営委員会において、その取扱いについて検討することとする。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、意見交換会に関し必要な事項は、議会運営委員会で協議して定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

安中市意見交換会開催申込書

年 月 日

安中市議会議長 宛

団体名

代表者 住所

氏名

TEL

意見交換会の開催について、安中市議会が行う市民との意見交換の場の設置に関する
規程第 4 条第 2 項の規定により次のとおり申し込みます。

案 件	名 称	
	(意見交換をしたい具体的な内容があれば記載してください。)	
希 望 日 時	第 1 希望	年 月 日 () 午前 ・ 午後 時 分から
	第 2 希望	年 月 日 () 午前 ・ 午後 時 分から
出席予定人数		
会 場	※市役所以外の場所を希望する場合は記入してください。	
備 考		

添付資料

- (1) 出席者名簿
- (2) その他

様式第 2 号（第 4 条関係）

年 月 日

団体の名称
代表者 様

安中市議会議長

安中市意見交換会開催通知書

年 月 日付で申込みのありました意見交換会の開催については、次のとおり決定しましたので、安中市議会が行う市民との意見交換の場の設置に関する規程第 4 条第 3 項の規定により通知します。

意見交換会 案件	
開催日時	年 月 日 （ ） 午前・午後 時 分から
会 場	
議会の出席 予定者	
備 考	